

広報媒体制作の包括的業務 仕様書

1 委託業務の名称

広報媒体制作の包括的業務

2 業務目的

ターゲットに効果的に「伝わる」広報を実施するため、神戸市政の広報として統一的かつ戦略的なチラシ、ポスター、動画などの広報媒体の制作業務を包括的に委託し、国内外への発信力を強化することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

案件ごとの金額については、別紙「業務一覧・単価表」を目安として、案件の性質や特性を勘案し、受託者の裁量において合理的な範囲内の見積もりを制作し、神戸市と協議の上、決定する。

原則として校了日の3週間以上前に神戸市から制作依頼を行い、各種媒体制作し、校了データの納品を行う。神戸市からの校正依頼は最大5回までとする。

制作依頼に関しては、月3件を上限とし、それを超える依頼がある場合は、本市と受託者が協議して決定するものとする。本市が依頼する制作・発信内容毎に制作媒体選定や発信方法について、必要に応じて本市と受託者で意見交換を行い、最終的な決定は本市が行うこととする。

主な業務は以下のとおりとする。

- ・神戸市との対面による事前打ち合わせ
- ・企画・プランニング
- ・制作の進行管理
- ・媒体制作

※ 受託者の責任において、本市が示す納期や依頼内容に基づく制作進行を管理する。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を各1名おくこと。

6 想定件数及び委託上限額

制作分野	年間 想定件数	委託上限金額 (消費税及び地方消費税を含む)
①チラシ・ポスター・バナー等のグラフィックデザイン	12	3,500,000 円
②デジタルサイネージ動画等の映像制作・撮影編集	8	3,000,000 円

※受託者 1 社につき①または②のどちらか 1 分野受託可能

※神戸市からの依頼に基づく実績払い

7 成果物

成果物として、以下①から③を納品するものとする。

ただし、②中間生成物に関しては発注時に成果物に含めるか否かを本市より指定する。

① 最終成果物

全ての加工・編集が完了した最終的な映像データ（MP4 形式のデータ等）やデザインデータ（フォントをアウトライン化した AI 形式のデータ等）。最終成果物のみでは、加工・編集・改編はできないもの。

② 中間生成物

- ・デザインデータ（フォントをアウトライン化する前の AI 形式のデータ）
- ・動画素材（MP4 形式のデータと log データ、最終成果物内で使用していない素材も含む）
- ・写真素材（JPEG 形式のデータと RAW データ、最終成果物内で使用していない素材も含む）
- ・動画やデザイン内のロゴやイラスト

③ 本業務の実施状況報告書

- ・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、成果物内に購入物がある場合は、実施状況報告書を作成し、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法を記載するとともに、購入履歴やライセンスシート等を納品すること。
- ・BGM については Artlist が提供する音源を使用するとし、実施状況報告書に使用した音源を記載すること。
- ・それ以外の場合であっても、市が求めた場合は実施状況報告書を作成すること。

8 留意点

(1) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後ににおいても同様とする。ただし、委託者の了承を得たうえで関係者に情報提供を行うことはできる。

(2) 再委託

この業務は、受託者が自ら実施するものとする。

(3) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸

市に無償で譲渡することを原則とする。

- ② 特定のイラストレーターの作品を使用する等、成果物の著作権を神戸市に譲渡できないことが想定される場合は、制作前に神戸市と協議を行うこと。
- ③ フォントのライセンスを神戸市に譲渡する必要はないものとする。
ただし、特殊なフォント（一般に販売されておらず神戸市が購入できないフォントや、1フォント5万円を超える高額なフォント等）を使用する場合は、制作前に神戸市と協議を行うこと。
- ④ 著作権を神戸市に譲渡できない内容を含む成果物については、成果物の適切な管理のため、納品時に著作権の所在や取り扱い等を記載した書類を合わせて提出すること。
- ⑤ 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）、及び第20条（同一性保持権）等の著作者人格権を行使することができないものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者が協議して定めるものとする。